

今後の検討課題について

消費者物価指数の2020年基準改定に伴う、小売物価統計調査の調査品目、調査方法及び集計事項等の見直しについては、令和2年6～9月に統計委員会において審議され、以下のとおり今後の課題が示されたところ。

物価指数研究会においては、今後、これらの課題についても順次取り上げ、引き続き小売物価統計調査及び消費者物価指数の改善を図っていくこととしたい。

1 統計委員会から示された今後の課題

(令和2年9月9日 諮問第142号の答申の抜粋。下線は物価統計室にて付記)

(1) POS情報等を活用する品目の拡大の検討

小売物価統計調査（動向編）の調査品目について、消費者物価指数の精度向上等に調査のリソースを集中させるためにも、POS情報等を活用する品目を拡大できないか、引き続き研究する必要がある。

(2) 選定基準における品目の定義の検討等

品目の定義は、選定基準に大きな影響を及ぼすことから、統計精度の更なる向上を目指すためにも、調査の実施可能性を勘案しつつ、その基本的な考え方を含め継続的に検討する必要がある。

また、小売物価統計調査（動向編）の調査品目の選定に当たっては、家計調査を補完する参考情報として業界統計やサービス利用者に対するアンケート調査結果等を一層活用する必要がある。

さらに、近年増加しつつあるダイナミック・プライシング（変動料金制）等、デジタル化の進展に伴い変化する価格への対応についても継続して研究を進める必要がある。

(3) 構造編の在り方の検討

小売物価統計調査（構造編）は、現行の消費者物価地域差指数の利活用状況等を踏まえつつ、その在り方について継続的に検討する必要がある。

(4) 特売価格の実施状況の把握

特売価格の把握については、消費者の購買行動の変化及び統計利用者のニーズを踏まえつつ、その手法について検討中であるが、引き続き検討を行う必要がある。

2 答申を受けた今後の取組（素案）

(1) POS 情報等を活用する品目の拡大の検討

- ・ POS 情報の入手が比較的容易となっている、食料品、日用品及び家電等について、品目の特性や POS 情報の性質も踏まえて、指数への利用可能性や費用対効果などを検証し、POS 情報の活用拡大を検討
- ・ 比較的料金改定の少ない水道料などの公共料金やインターネット購入が多い衣料品などについて、ネット情報の安定的な収集可能性や店頭価格との相違なども踏まえて、指数への利用可能性や費用対効果などを検証し、ウェブスクレイピングの活用拡大を検討

※ 従来からのパソコン及びデジタルカメラの POS 情報に加えて、2020 年基準改定から、教養娯楽用耐久財（テレビ、プリンタ、ビデオレコーダ）及び旅行サービス（航空運賃、宿泊料、外国パック旅行費）について、それぞれ POS 情報及びウェブスクレイピングの活用を開始

(2) 品目の定義（概念）の検討等

現在、消費者物価指数における品目は、家計調査の収支項目とおおむね統一しているが、サービスに比べて財の区分が極めて詳細なため、頻繁に発生する調査品目（銘柄）改正の負担が大きいこと等から、諸外国の状況も調査しつつ、消費者物価指数の精度向上及び調査の効率化の観点から、品目の定義（概念）について検討。

※現在、小売物価統計調査（動向編、消費者物価指数）の品目は、家計消費支出上の重要度を踏まえて選定している。具体的には、ウェイトとして活用する家計調査の消費支出金額割合（原則として1万分の1以上を対象）等を活用して品目の入れ替えを検討しており、品目は家計調査の収支項目に準拠している。この現行の品目の選定基準は、2015年基準改定に伴う統計委員会審議においては適当とされたが、今回の統計委員会審議において、品目概念を必ずしも家計調査の収支項目と統一する必要はないこと、品目の概念を広い範囲に定めれば品目改廃を頻繁に実施する必要がなくなることなどの意見があり、品目の定義について検討することとされたもの。

(3) 構造編の在り方の検討

- ・ 構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査は令和3年12月調査を最後に廃止し、POS 情報等を用いる分析に移行。分析結果を令和3年までに参考公表予定。
- ・ その結果、構造編は地域別価格調査のみとなることから、その調査品目や対象地域などについて、消費者物価地域差指数の精度向上のため見直しの余地がないか、継続的に検討。

(4) 特売価格の実施状況の把握

食料品、日用品の POS 情報を用いて、特売の実施状況（頻度、割合など）について把握し、統計利用者への情報提供や消費者物価指数の改善に向けて、研究を継続。

(公印・契印省略)

統計委第14号
令和2年9月9日総務大臣
高市早苗 殿統計委員会委員長
北村 行 伸諮問第142号の答申
小売物価統計の指定の変更及び小売物価統計調査の変更について

本委員会は、諮問第142号による小売物価統計の指定の変更及び小売物価統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

I 小売物価統計（基幹統計）の指定の変更

1 承認の適否

総務大臣から諮問された「小売物価統計」（基幹統計）の指定の変更（作成目的の変更）については、以下の理由から、変更して差し支えない。

2 理由等

現在、小売物価統計は、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的に作成されているが、今般、表1のとおり、目的から「事業所の形態別等」の部分の削除を行うこととしている。

これについては、店舗形態別及び銘柄別価格調査の調査対象品目について、基幹統計調査による把握を中止し、POS情報等を活用した分析に移行することを踏まえた変更であり、適当である。

表1 作成目的の変更

変更案	現行
国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的とする。	国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、 <u>事業所の形態別等</u> の物価を明らかにすることを目的とする。

II 小売物価統計調査の変更

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和2年6月17日付け総統物第114号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、小売物価統計調査の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 調査の目的の変更

本申請では、令和3年12月分の集計をもって、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査を中止し、POS情報等を活用した分析に移行することに伴い、今般表2のとおり、調査の目的のうち、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査の集計表に相当する部分を削除する計画である。

これについては、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査を中止することに伴うものであり、適当である。

表2 調査の目的の変更

変更後（令和4年1月以降）	変更前（令和3年12月まで）
小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。	小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、 <u>事業所の形態別等</u> の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

イ 選定基準に基づく調査品目の変更等

本申請では、動向編及び構造編の調査品目について表3のとおり変更する計画である。

表3 本申請における調査品目の変更事項

調査区分	変更内容	変更理由
動向編	①調査品目のうち27品目の廃止（令和3年12月まで調査）	品目の選定基準に基づき廃止
	②8品目（テレビ、ビデオレコーダー、カメラ、パーソナルコンピュータ、プリンタ、宿泊料、航空運賃、外国パック旅行費）の廃止（令和3年12月まで調査）	POS情報及びウェブスクレイピングを活用することにより調査品目から廃止

	③調査品目の名称を「化粧石けん」から「手洗い用石けん」に変更（令和3年1月から調査）	より代表性のある商品を調査できるようにするもの
	④上位品目の一部について名称を変更（令和3年1月から調査）	家計調査の設定品目に準じた財又はサービス群を「上位品目」として設定したものを、家計調査の品目（収支項目分類）が2020年1月に改定されたことに合わせて変更するもの
構造編	⑤生理用ナプキンの追加（令和3年1月から調査）	品目の選定基準に基づき追加

①及び⑤については、小売物価統計調査の品目の選定基準に基づいて決定しているもの、②については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）における課題へ対応するもの、③については、変更により利活用に影響がないもの、④については、統計委員会諮問第80号の答申（平成27年9月17日付け府統委第83号。以下「第80号答申」という。）における指摘に基づき、家計調査の設定品目に準じた財又はサービス群を「上位品目」として設定したものを、家計調査の品目（収支項目分類）が2020年1月に改定されたことに合わせて変更するものであり、いずれも適当である。

ウ 構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査の中止

本申請では、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査を中止し、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査を集計事項から削除（令和3年12月分まで集計）する計画である。また、総務省は、POS情報等を活用して、これまでの店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査と同様に、食料品や日用品などについて、店舗形態別、銘柄別の価格差を分析した結果を令和3年までに参考公表する予定である。

POS情報の活用については、第Ⅲ期基本計画において、各府省は民間データ等の活用推進に取り組むこととされたことを踏まえたものであり、適当である。

また、POS情報を活用した分析を基幹統計としないことについては、その店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査の結果は、各府省において具体的に活用されている事例はみられず、e-Stat掲載結果表の利用実績も、他の結果表に比べて少ないこと、POS情報が母集団を代表するものとはいえないことも踏まえ、おおむね適当である。

ただし、店舗形態別及び銘柄別価格調査を中止した後も、物価指数の精度を確保する観点から、POS情報の活用により、引き続きこれらの価格差の分析を定期的に行うことは重要であることを指摘する。

エ 調査方法の変更

本申請では、調査方法について、表4のとおり変更を行うことを計画している。

表4 本申請における調査方法の変更

変更内容	変更理由
①「携帯電話機」の調査担当者を調査員から総務大臣に変更（令和4年1月から）	全国又は地域的に均一な価格を収集することが適切な品目のため
②「民営家賃」の報告義務者を「民営借家世帯」から「民営借家を賃貸している事業所（当該事業所が民営家賃の収納を委託している場合にあつては当該委託を受けている事業所）」に変更（令和3年1月から）	近年、世帯から協力を得ることが難しく、事業所から価格を収集することが増加しているため
③必要に応じ調査員の訪問に代えて都道府県職員が電話により聞き取ることを可能とする	調査の効率化及びコンプライアンス確保の観点から、必要に応じて都道府県職員が調査できるようにするため
④都道府県調査及び総務省調査並びに②の民営家賃の調査において、報告者に書類等の提出を求める場合があることから調査方法等に明記	現行、報告を求める小売価格又は料金の審査に必要となる料金表等の提出を求めており、また、民営家賃の調査において、負担軽減のため、事業所が管理する物件リスト等の提出を求める場合があるため

これらについては、調査事務の効率化や、調査の実行性を担保するための変更であり、いずれも適当である。

オ 集計事項の変更

本申請では、優先度が相対的に低いと考えられる以下の集計事項の一部を削除したいとしている。

- ・ 動向編：「主要品目の年平均価格（市町村別）」のうち人口15万未満の市及び町村に係る集計
- ・ 構造編（地域別）：「年平均価格（市町村別）」の集計

これらの削除は、POS情報・ウェブスクレイピングを活用した分析などの新たな課題にリソースを安定的に振り向ける観点から行うものであり、集計事項の利用実績も低調となっていることから、適当である。

2 第80号答申における「今後の課題」及び第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について

(1) 第80号答申における「今後の課題」について

本調査については、第80号答申において、表5のとおり、以下の検討課題が指摘されている。

表5 第80号答申時の「今後の課題」

<p>(1) 選定基準の運用</p> <p>調査品目については、動向編及び構造編それぞれの選定基準に沿って適時・適切に選定すること。</p>
<p>(2) 名簿情報を活用した集計の充実</p> <p>本調査の調査対象名簿（価格報告者台帳）には、経営組織や売場面積等の情報が含まれていることから、その整備を図った上で、名簿情報を活用した集計の充実について検討を行う必要がある。</p>
<p>(3) 特売価格の実施状況の把握</p> <p>特売価格の把握については、消費者の購買行動の変化及び統計利用者のニーズを踏まえつつ、その手法について検討を行う必要がある。</p>

(1) について、調査実施者は、第80号答申以降、適時・適切に品目の見直しを行っている。また、本申請においても、消費者物価指数2020年基準改定に向けて選定基準に沿って調査品目を変更するとしており、対応は適当である。

(2) について、調査実施者は、「小売物価統計調査年報（平成29年、30年）」において、名簿情報を活用し、スーパーの売場面積階級別価格分布に関する分析結果を参考掲載している。また、店舗形態の新たな区分として「ドラッグストア」を令和2年1月調査結果から設定し、集計の充実を図っており、対応は適当である。

(3) について、調査実施者は、POS情報を用いた特売価格の把握について、外部有識者との共同研究を実施中であり、研究成果は「小売物価統計調査年報」に参考掲載することも含めて検討を進めており、引き続き検討が必要であることを指摘する。

(2) 第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について

本調査については、第Ⅲ期基本計画において、表6のとおり、以下の検討課題が指摘されている。

表6 第Ⅲ期基本計画における指摘事項

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進</p> <p>(1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実</p> <p>ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等</p>	<p>○ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	<p>○ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度(2018年度)以降も検討する。</p>	総務省	次期基準改定までに結論を得る。

上記の指摘事項のうち、「消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。」については、国民経済計算体系的整備部会での審議を踏まえ、令和2年1月から調査品目に葬儀料を追加しているほか、前記1（2）イのとおり本申請において対応が図られており、適当である。

また、「消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定（令和3年8月予定）で参考指数を公表することを目標に平成30年度（2018年度）以降も検討する。」については、次期基準改定までに結論を得るべく国民経済計算体系的整備部会で報告・確認を行うなど、検討中であることから、引き続き検討が必要であることを指摘する。

3 今後の課題

（1）POS情報等を活用する品目の拡大の検討

小売物価統計調査（動向編）の調査品目について、消費者物価指数の精度向上等に調査のリソースを集中させるためにも、POS情報等を活用する品目を拡大できないか、引き続き研究する必要がある。

（2）選定基準における品目の定義の検討等

品目の定義は、選定基準に大きな影響を及ぼすことから、統計精度の更なる向上を目指すためにも、調査の実施可能性を勘案しつつ、その基本的な考え方を含め継続的に検討する必要がある。

また、小売物価統計調査（動向編）の調査品目の選定に当たっては、家計調査を補完する参考情報として業界統計やサービス利用者に対するアンケート調査結果等を一層活用する必要がある。

さらに、近年増加しつつあるダイナミック・プライシング（変動料金制）等、デジタル化の進展に伴い変化する価格への対応についても継続して研究を進める必要がある。

（3）構造編の在り方の検討

小売物価統計調査（構造編）は、現行の消費者物価地域差指数の利活用状況等を踏まえつつ、その在り方について継続的に検討する必要がある。

（4）特売価格の実施状況の把握

特売価格の把握については、消費者の購買行動の変化及び統計利用者のニーズを踏まえつつ、その手法について検討中であるが、引き続き検討を行う必要がある。

以上

小売物価統計調査（動向編）の品目の選定基準

1 上位品目の選定基準

家計消費を網羅するため、家計調査の設定品目に準じて「上位品目」を設定する。各「上位品目」について、少なくとも1つの財又はサービスを、当該「上位品目」内に含まれる財又はサービスの中における代表性を判断し、「調査品目」として選定する。^(注)

(注) 1 「上位品目」とは、「家計調査の設定品目に準じて設定される、財又はサービスの群」を指し、「調査品目」とは、「各上位品目に含まれる財又はサービスのうち、実際に調査対象となるもの」を指す。

2 「上位品目」の中の全ての財・サービスが、以下の「調査品目の選定基準」に該当しなくなり、「上位品目」として「調査品目」が選定できなくなった場合には、他の「上位品目」と統合又は廃止することとする。

2 調査品目の選定基準

「調査品目」の選定については、以下のi～iiiに掲げる基準により判断することとし、原則として、全ての基準に該当する品目を「調査品目」とする。

ただし、いずれかの基準を満たさない品目であっても、当該品目を調査しないことにより中分類の代表性を損なうと判断される品目については「調査品目」とする。

- i) 家計消費支出上、重要度が高い品目
- ii) 中分類指数^(注)の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- iii) 円滑な価格取集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

(注) 消費者物価指数の中分類指数を指す。

i) の説明

「重要度が高い」とは、直近の家計調査の家計簿の記載内容を分析して特別集計を行った結果、家計消費支出に占める割合が、原則として1万分の1以上である場合をいう。

ただし、直近1年において、経済的又は社会的な特殊要因により、当該品目の消費量が著しく変化（増加又は減少）している場合などは、1万分の1以上又は未満であっても、当該特殊要因や社会情勢等を考慮した上で、iの基準への該当性を判断する。

ii) の説明

家計消費支出上、重要度が高い品目を追加する場合は、情報量がより充実するため、基本的に中分類指数の精度向上及び代表性の確保に資すると考えられることから、原則、iiの基準に該当するものとする。

一方で、中分類のうち、以下の①から③に該当するものについては、ii)に該当しないものとして品目を把握しないこととする。

- ① 当該中分類において、より代表性の高い品目が他に存在し、それとの入替えを行う場合
- ② 当該中分類において、同じ値動きで、かつ同一とみなせる品目がある場合
- ③ 当該品目を廃止後も、当該中分類指数の動きの傾向が変わらない場合

iii) の説明

「円滑な価格取集が可能」とは、当該品目を取り扱っている店舗が全国的に存在しており、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能な状態をいう。

「価格変化を的確に把握できる」とは、前段の状態に加え、当該品目について、全国的に同品質のもの価格変化を把握できることをいう。

iiiの基準の該当性については、小売物価統計調査の結果又は次の①及び②の方法で確認する。

① 総務省統計局における確認

総務省統計局が、業界統計等の情報収集や関係団体へのヒアリング等を実施することにより、当該品目が全国的に普及しており、実査において調査可能かどうかを判断する。

② 調査員等による出回り調査での確認

上記①の方法で基準の該当性を判断できなかった場合は、調査員等が当該品目の調査可能性について実地に確認（品目の出回りを調査）し、その結果を踏まえて、総務省統計局が判断する。